

令和5年 第7回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和5年 8月 10日（木）
午前 10：00～11：45
開催場所：鳥羽市役所 3階 第3委員会室

議 事

- 1.開 会
- 2.挨拶
- 3.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 田畑委員・尾崎委員）
- 4.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第2号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第3号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第4号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第5号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

5. 報告事項

－

6.そ の 他

鳥羽市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について
農地利用状況調査について

7.閉 会

※出席委員 11 名

田畑 裕美	齋藤 又五郎	成瀬 きぬ代	竹内 和雄
木田 三男	下村 一登	河邑 源一郎	山本 隆
小池 日出美	上村 達男	尾崎 勘七	

※欠席委員 1 名

佐々木 修

※農地利用最適化推進委員 3 名

上村 昌芳	中村 益己	樋尾 修
-------	-------	------

※欠席推進委員 2 名

小林 安太郎	木下 智博
--------	-------

※事務局

局長 吉川 国博	次長兼書記 田畑 良樹	事務員 松本 伊織
会計年度任用職員 東浦 勉		

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員7) 申請地は耕作する人がいないので止むを得ないと思うが、付近の道路のコンクリート舗装が壊れて整備されていない状態なので、どのような対応を考えているか聞きたいです。 (推進4) 道路関係のことをよろしく願いたいです。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (事務局) 農道の補修については、2業者から誓約書をもらっています。工事にあたって、稲刈り等に支障がないようにと伝えてあります。 (委員1) 道路の補修が完了してから許可を出すようにするべきだと思います。 (委員5) 申請を受け付けるときに、道路の補修のことをきっちり言うておく必要があると思います。実際に壊れていることがはっきりしているなら、修繕してもらえないと思います。 (委員6) 農地転用の可否についてだけ審議すれば良いのか、近隣農家のことまで突っ込んで考えるのが難しいです。 (会長) 現在工事をしている事業者に壊れた道路の修繕をしてもらってからでないとこの話は進められないのではないのでしょうか。 (委員8) 申請を受理するときにもう少し事前チェックをした方が良くと思います。 (事務局) 修繕については、事業者から誓約書をもらっています。町内会長、地権者さんへの説明会も開いています。 (会長) 皆さんの意見を聞いたうえで、1号、2号、3号議案については保留としたいと思います。
議事結果	継続審議

件名	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	なし
	【質疑・応答】 なし
議事結果	継続審議

件名	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	なし
	【質疑・応答】 なし

議事結果	継続審議
------	------

件名	第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員7) 後継者、耕作者がおらず、止むを得ないと思います。 (推進4) 特にありません。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員1) 直すべきところは直してもらってから許可を出すべきだと思います。 (委員6) この案件では道路や他のこともクリアしているので採決をとるべきだと思います。 (委員10) 今回の案件では道路は問題ないので通しても良いと思うが、別の案件での、壊れた道路の修繕について、しっかりしてもらうように言ってもらいたいです。
議事結果	承認 (賛成多数)

件名	第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員5) 申請者の自宅の真裏ということで問題無いと思います。 (推進1) 止むを得ないと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	その他 鳥羽市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の改正について 農地利用状況調査について
説明	(事務局) 鳥羽市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の改正について、後日各委員さんに説明と資料の配付をします。農地利用状況調査について、地図をお渡ししますので、作付けしているかを記入していただき、9月総会時に提出をお願いします。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし